

出水市病院事業公告第6号

条件付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成26年7月31日

出水市病院事業管理者職務代理人 瀬戸 弘

1	工事発注部署	出水総合医療センター経営管理課
2	工事番号	第1号
3	発注工事種別	建築一式工事
4	工事名	出水総合医療センター内部改修建築工事
5	工事場所	出水総合医療センター
6	工事概要	改修工事 解体工事（工事範囲 約1,400㎡） 上記に係る仮設工事
7	工期	契約日から平成27年3月27日（金）まで
8	予定価格に108分の100を乗じて得た価格	56,540,000円
9	最低制限価格の有無	有
10	入札参加資格要件	出水市入札参加資格の建築工事格付A級を有している者
11	入札参加資格に関する共通事項	<p>(1) 公告日において、出水市建設工事入札参加資格審査要綱（平成19年出水市告示第44号）の規定に基づく入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(3) 公告日から本工事落札決定の日までの間に、出水市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年出水市告示第141号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者</p> <p>(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価の結果に基づき、出水市の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、更正計画又は再生計画が認可された者を除く。</p> <p>(6) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者及び同法第19条の2に規定する現場代理人を工事現場に適正に配置できる者</p> <p>(7) 建設業法第3条の規定により、当該工事について3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事を下請に発注する場合は、当該工事種別について、特定建設業の許可を有している者</p> <p>(8) 本工事に係る設計業務等の受注者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>

12 担当部署	〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地 出水総合医療センター 経営管理課施設係 電 話 0996-67-1611 F A X 0996-67-1661
13 入札参加申込み	(1) 入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。 ア 提出期間 平成26年8月 1日（金） 午前8時30分から 平成26年8月 8日（金） 午後5時15分まで ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。 イ 提出方法 担当部署に持参すること。 (2) 申込書を提出した者に、受付印を押印した申込書の写しを交付するので、入札日に持参すること。
14 設計図書等の閲覧	(1) 閲覧期間 平成26年8月 1日（金） 午前8時30分から 平成26年8月15日（金） 午後5時00分まで (2) 閲覧場所 出水市役所閲覧室
15 現場説明会	無
16 質問受付期間	(1) 仕様書等に質疑がある場合には、次により質問書を提出すること。 ア 提出期間 平成26年8月 1日（金） 午前8時30分から 平成26年8月 6日（水） 午後5時15分まで ただし、持参する場合には土曜日・日曜日・祝日を除く。 イ 提出方法 担当部署に持参（FAX可）すること。 （FAXの場合は、担当部署に必ず電話連絡すること。） (2) (1)に対する回答書は、次のとおりとする。 ア 回答期限 平成26年8月 7日（木） 午後5時まで （※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。） イ 回答方法 出水総合医療センターホームページに掲載又は上記担当部署で閲覧
17 工事内訳書の提出	入札書に工事費内訳書を添付して提出すること。
18 入札日時	平成26年8月18日（月） 午後2時
19 入札場所	出水総合医療センター本館2階講堂
20 入札保証金	免除
21 契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
22 入札方法等	(1) 入札に当たっては、受付印のある入札参加申込書の写しを提出すること。 (2) 代理による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。 (3) 郵便又は電報による入札は認めない。 (4) 提出した入札書及び工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。 (5) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

	あるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
23 入札の無効に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入札に参加する資格がない者がした入札 (2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札 (3) 工事費内訳書の提出を求めた場合において、次のいずれかに該当する入札 <ul style="list-style-type: none"> ア 提出時に工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者がした場合 イ 工事費内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札書記載金額と一致していない場合 (4) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札 (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札 (6) 入札要件（入札金額、工事名、工事場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札 (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札 (8) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると契約担当者が認めた場合の入札 (9) 送付、電報又は電送の方法による入札 (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札
24 落札者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 落札候補者の決定 <p style="margin-left: 20px;">予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で最低の価格を入札した者を落札候補者とする。</p> (2) (1)により落札候補者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。 (3) 落札候補者に決定された者は、次の「25 入札参加資格の確認」により入札参加資格確認申請書及び必要な書類を提出しなければならない。 (4) 落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。 (5) 落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、予定価格の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者（落札候補者をくじで決定した場合における落札候補者以外の最低価格入札者を含む。以下「次順位者」という。）を新たに落札候補者と決定し、(3)及び(4)の規定を準用する。 (6) 前項の規定による新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札者を決定するまで、順次、同項の例により新たな落札候補者を決定し、(3)及び(4)の規定を準用する。
25 入札参加資格の確認 (落札候補者のみ)	<p>落札候補者に決定された者は、次により入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 提出期限 平成 26 年 8 月 19 日（火） 午後 5 時 15 分まで (2) 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 入札参加資格確認申請書 イ 配置予定技術者届出書 ウ 記載事項を証する書類 (3) 提出方法 担当部署に持参すること。
26 落札者の契約書案等の提出	落札者は、落札決定通知を受けた日から 7 日以内に、契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その

	他関係書類を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。
27 支払条件	(1) 前払金、中間前払金有り。(ただし、契約書提出時に部分払いか中間前払金のいずれかを選択しなければならない。部分払いを選択した場合は、中間前払金はないものとする。) (2) 部分払いは、1回とする。
28 注意事項	注1 入札時は、第1及び第2駐車場(正面玄関前駐車場)以外を利用すること。 注2 作業上の注意事項は、現場説明書を参照し、遵守すること。